

水 林 総 第 376 号
令和8年(2026年)5月14日

(一社)北海道水産土木協会会長 様
(一社)北海道森林土木建設業協会会長 様

北海道水産林務部長

令和8年度の水産林務部における公共工事の執行について

このことについて、別紙のとおり各(総合)振興局長あてに通知しましたので、趣旨に沿った適切な運用、工事管理が行われるよう、貴会会員等にご周知いただきますとともに、ご指導方よろしくお願いたします。

(総務課管理係)

各(総合)振興局長 様

水産林務部長

令和8年度の水産林務部における公共工事の執行について

公共工事の入札及び契約に当たっては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号。以下「入契法」という。)及び公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(平成13年3月9日閣議決定・令和6年12月13日最終変更。以下「適正化指針」という。)の内容を踏まえ、公共工事の円滑な施工確保を図って行く必要があることから、「公共工事の入札及び契約の適正化並びに円滑な施工確保に向けた取組について(総行行第185号・国不入企第1号)」、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について(総行行第541号・国不入企第30号)」及び「公共工事の円滑な施工確保について」(令和6年12月18日付け総行行第543号・国不入企第35号)のほか、次に掲げる事項に十分留意し、適切に対処されるようお願いします。

記

1 入札・契約の適切な実施

(1) 入札・契約に係る情報の公表

情報の公表については、入契法の趣旨を踏まえ、「工事等に係る発注見通しに関する事項の公表について」(平成13年3月29日付け建情第2326号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達)及び「工事等に係る入札及び契約の状況等に関する事項の公表について」(平成13年3月29日付け建情第2328号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達)に基づき公表すること。

(2) 指名競争入札参加者に係る指名基準の適用

業者の指名に当たっては、「原則等級業者の指名」を基本とし、「指名競争入札参加者指名基準の設定について」(昭和55年2月1日付け局総第36号出納局長通達)に基づき行うものとし、指名が特定の者に偏らないように、常に公正かつ公平を旨とすること。

また、建築工事及び電気工事等の専門工事業者の指名に当たっても同様に取り扱うこと。

(3) 共同企業体の取扱い

工事の発注に当たっては、単体企業への発注が原則であり、共同企業体を活用する場合には、「建設工事共同企業体運用基準について」(平成13年3月22日付け建情第2289号農政部長、水産林務部長、建設部長通達)、「建設工事共同企業体の活用方針について」(平成13年3月22日付け建情第2290号農政部長、水産林務部長、建設部長通達)及び「水産林務部建設工事共同企業体の運用方針について」(平成13年3月22日付け水林総第3060号水産林務部長通達)に基づき行うこと。

(4) 入札参加者に対する見積期間の確保

競争入札に付そうとする場合の見積期間については、「建設工事等における入札事務の取扱いについて」(平成12年6月26日付け建情第540号農政部長、水産林務部長、建設部長通達)に基づき適正な見積期間を確保すること。

(5) 工事費の積算等の適正な実施

工事費等の積算に当たっては、工事の施工条件等を十分に考慮して適切に実施すること。

また、予定価格については、その結果を尊重して適正に決定し、「予定価格の取扱いについて」(平

成 12 年 5 月 1 日付け局総第 96 号出納局長通達) に基づき厳正な管理に努めること。

(6) 入札時における工事（委託）費内訳書の提出

入札時における内訳書の提出については、入札談合やダンピング受注の防止及び積算技術の向上を目的としていることから、「入札時における工事（委託）費内訳書の提出の取扱いについて」（平成 27 年 3 月 19 日付け建管第 2597 号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達）及び「入札時における工事（委託）費内訳書の提出の取扱いの運用について」（令和 6 年 8 月 30 日付け建管第 649 号農政部長、水産林務部長、建設部長通達）並びに、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）の改正に伴う工事費内訳書記載内容に係る取扱いについて（令和 8 年 3 月 2 日付け建管第 1630 号農政部農村振興局事業調整課長、水産林務部総務課長、建設部建設政策局建設管理課長通達）」に基づき行うこと。

(7) 労務費ダンピング調査の実施

入契法第 12 条及び第 13 条の規定により、建設業者は公共工事の入札時に労務費等が明示された入札金額の内訳を提出し、発注者はその提出された書類の内容の確認等必要な措置を講じなければならないとされていることから、「労務費ダンピング調査の実施について」（令和 8 年 3 月 17 日付け建管第 1739 号農政部長、水産林務部長、建設部長通達）に基づき適切に実施すること。

(8) 暴力団員等による不当介入に対する措置

道発注工事において受注者が暴力団員等による不当介入を受けた場合については、「道発注工事等における暴力団員等による不当介入に対する措置（平成 19 年 8 月 31 日付け建管第 614 号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達）に基づき、受注者に対して、警察への通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと及び支出負担行為担当者等への報告を行うよう指導すること。

(9) 社会保険未加入建設業者の排除に係る措置

受注者に対する下請契約における社会保険未加入建設業者の確認等については、「下請契約からの社会保険等未加入建設業者の排除等に係る事務手続について」（平成 28 年 2 月 26 日付け建管第 2566 号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達）に基づき、行うとともに、指名停止措置要件に該当する場合は、「競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の制定について」（平成 4 年 9 月 11 日付け局総第 461 号出納局長通達）に基づき、水産林務部長に報告すること。

2 中小建設業者の受注機会の確保等

(1) 中小建設業者の受注機会の確保と早期発注の努力

工事の発注に当たっては、「中小企業者等に対する受注機会の確保に関する推進方針」（平成 15 年 11 月 25 日付け北海道経済・雇用対策推進本部員会議決定）の趣旨を踏まえ、「『中小企業者等に対する受注機会の確保に関する推進方針』及び『入札契約制度の適正化に係る取組方針』の策定に伴う契約事務の取扱いについて」（平成 31 年 3 月 27 日付け局財指第 510 号出納局長通達）及び「制限付一般競争入札における適切な地域要件の設定について」（平成 23 年 2 月 8 日付け局総第 1262 号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達）に基づき、地元中小建設業者の受注機会を確保すること。

また、積算業務を効率的に行い、早期発注に努めること。

(2) 技術者の適正な配置

技術者の配置については、「監理技術者制度運用マニュアルについて」（平成 16 年 3 月 1 日付け国総建第 316 号国土交通省総合政策局建設業課長通達、令和 7 年 1 月 28 日付け国不建第 147 号最終改正）などにより受注者に対して適切に指導すること。

なお、「施工体制台帳の取扱いについて」（令和 5 年 2 月 24 日付け建管第 1504 号農政部長、水産林務部長、建設部長通達）に基づき、請負代金が 200 万円以上の工事及び 200 万円未満であっても下

請契約を締結する工事については、作成した施工体制台帳の写しを提出するよう指導すること。

(3) 技能士の積極的な活用

技能士の活用については、「道発注工事に係る技能士の活用について」（平成2年7月31日付け職能第837号商工労働観光部長、農政部長、土木部長、水産部長、林務部長通達）、「技能士活用状況報告書の提出について」（平成19年4月2日付け水林総第42号水産林務部長通達）及び「水産土木工事共通仕様書1-1-1-54」、「森林土木工事共通仕様書1-55」に基づき工事目的物の品質の向上を図るため、その一層の活用について受注者に対して指導すること。

(4) 季節労働者の積極的な雇用

冬期増嵩経費措置事業の執行に当たっては、季節労働者の雇用の確保が図られるよう受注者に対して周知すること。

3 建設業の健全な発展

(1) 労働者福祉の向上

労働者の福祉の向上を図るため、次により指導の徹底を図ること。

ア 雇用・労働条件等の改善及び各種法定保険（雇用保険、労働者災害補償保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入するほか、任意の労災補償制度に加入するとともに、下請負人に対しては、元請負人の責任で各種法定保険等に加入するよう指導すること。

また、一人親方等に対しては、労働者災害補償保険への特別加入制度の周知に努めること。

イ 1週間の法定労働時間は、原則、週40時間労働制が適用されているため、変形労働時間制を活用するなどし、労働時間の短縮が図られるよう努めること。

ウ 時間外労働について、原則、月45時間・年360時間を超えることができず、臨時的な特別な事情がある場合であっても年720時間・単月100時間未満（休日労働含む）・複数月平均80時間以内（休日労働含む）が限度であることから、長時間労働の是正が図られるよう努めること。

エ 年10日以上有給休暇が付与される労働者（管理監督者・有期雇用労働者を含む）に対して、使用者には、時季を指定し5日間の休暇を取得させることが義務付けられたことから、季節労働者を雇用した場合も含めて、年次有給休暇の付与（前倒付与を含む。）について適切な執行が図られるよう努めること。

オ 建設業退職金共済制度については「建設業退職金共済証紙貼付実績書の提出について」（平成15年3月31日付け水林総第3365号）に基づき下記事項について受注者に対して指導すること。

(ア) 掛金収納書を提出すること。

(イ) 建設業退職金共済証紙貼付実績書を提出すること。

(ウ) 建設業退職金共済証紙貼付内訳書を作成すること。

(エ) 未加入の事業主の加入促進を行うこと。

(オ) 証紙貼付の履行確認を行うこと。

(カ) 建設業退職金共済制度適用事業主工事現場の標識を掲示すること。

(キ) 電子申請方式による掛金納付が可能となったことから、事務の効率化及び適正履行の確保を図るうえで積極的に利用すること。

なお、一つの現場で電子申請方式と証紙貼付方式の両方式を併用することが事務の効率化に資する場合においては、その併用も差し支えない。

(2) 前払金等の適正な使用

中間前払金を含む前払金の用途については、受注者に対し、契約約款に規定する経費以外の支払いに充当しないよう強く指導すること。

(3) 建設業者への円滑な資金供給

建設工事前払金等については、「建設工事前払金等の早期支払について」（平成 10 年 10 月 30 日付け局総第 566 号出納局長通達）に基づき前払金は請求書受理後 7 日程度、工事完成払代金は請求書受理後 14 日程度で支払うこと。

また、「中間前金払」や「部分払」制度の周知を徹底し、積極的な活用を図るとともに、その代金についても早期支払に努めること。

(4) 工事請負代金に係る債権譲渡

工事請負代金に係る債権譲渡については、債権を流動化することにより、受注者の資金調達の円滑化が図られることから、「工事完成払代金に係る債権譲渡の取扱いについて」（平成 18 年 3 月 1 日付け建情第 1383 号農政部長、水産林務部長、建設部長通達）又は「流動資産担保融資保証制度に係る債権譲渡の取扱いについて」（平成 20 年 3 月 28 日付け局総第 2477 号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達）若しくは「工事請負代金債権を活用した融資制度の取扱いについて」（平成 20 年 11 月 17 日付け建情第 869 号農政部長、水産林務部長、建設部長通達）に基づき適切に行うこと。

(5) 適正な下請契約の締結等

適正な下請契約の締結等については、次により指導の徹底を図ること。

ア 道内雇用の確保及び道内建設業者の技術力の保持・育成の観点から、道内の中小企業者を下請負人に選定すること。

イ 「建設工事事務取扱様式第 15 号様式その 2（契約書）」により、原則、社会保険等未加入建設業者を下請負人（二次以下の下請負人を含む。）としないこと。

ウ 下請負人から工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがある旨の通知があった場合は、その変更について誠実に協議に応じるよう努めること。

エ 建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容を持つ契約書により、契約を締結すること。

オ 下請代金の設定にあたっては、書面による見積り依頼のほか、建設業法施行令に規定する見積期間の設定、法定福利費など経費が明確に内訳明示された見積書の提出により協議を行うなど、適正な手順を経るほか、下請負人に対し、技能労働者への適切な水準の賃金の支払を要請すること。

この際、「労務費に関する基準」（令和 7 年 12 月 2 日付け中央建設業審議会決定）の趣旨を踏まえ、本基準を著しく下回る見積りとならないよう留意すること。

また、受注者においては、契約約款において「建設工事事務取扱標準様式第 24 号様式（請負代金内訳書）」の提出を義務化しているが、下請契約においても、法定福利費などを明示した請負代金内訳書を活用するなど、法定福利費などを明示するよう指導すること。

カ 一括下請負は、適正化法の適用対象となる公共工事については建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 22 条第 3 項は適用されず、全面的に禁止されていること。

キ 共同企業体の下請契約については、共同企業体名で締結するとともに各構成員と下請負人との権利義務関係を明確にすること。

ク 下請負人に関する事項を記載した施工体制台帳の写しに、当該下請負契約の書面の写しを添付し提出するよう指導すること。

また、再下請負業者がいる場合は、再下請負通知書及び再下請負に関する契約の書面の写しを提出するよう指導すること。

ケ 施工体系図を作成し、工事現場等に掲示すること。

コ 資材等の運搬業務及び交通誘導警備業務に係る契約については、書面による契約締結及び合理的な代金の設定を行うこと。

サ 公共工事設計労務単価を参考として見積り等を行う場合については適正に取り扱うこと。

(6) 適正な下請代金の支払等

下請代金の支払等については、次により指導の徹底を図ること。

- ア 下請負人における資材の購入、労働者の募集など工事の着手に必要な費用を前払金として支払うとともに相応する額を速やかに現金で前払いすること。
- イ 中間前払金制度は、下請負人や資材会社の資金繰りを円滑にし、地域経済への一定の効果も期待されることから、積極的な活用に努めること。
- ウ 下請契約における代金の支払は、できる限り現金払とし、現金払と手形払を併用する場合であっても、支払代金に占める現金の比率を高めるとともに、少なくとも労務費相当額は現金払とし、支払いに手形を使用する場合は、手形期間を 60 日以内とすること。
なお、手形期間が 60 日を超える手形は、下請代金支払遅延等防止法（昭和 31 年法律第 120 号）による指導の対象とされていることや、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 24 条の 6 第 3 項が禁止する「割引困難な手形」に該当するとして、同項に違反するおそれがあるものとされているので留意すること。
- エ 資材会社及び運送会社等との取引のうち、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和 31 年法律第 120 号）の適用対象となる取引については、手形等による支払が禁止されていることに留意すること。

4 環境政策等の推進

(1) 道産品等の優先的使用

使用資材については「北海道グリーン購入基本方針に基づく環境物品等」並びに、「道産品や道産資材、間伐材を使用した木材・木製品」及び「北海道認定リサイクル製品」を優先的に使用するよう、入札等の機会に受注者等に対して周知を図ること。

(2) 建設副産物の適正な処理

公共工事から発生する建設副産物の再利用・適正処理については、「建設副産物適正処理マニュアル」（平成 14 年 5 月 17 日付け水林総第 599 号）に基づき、適正に処理するとともに、次により指導の徹底を図ること。

- ア 建設副産物については施工条件に基づき適正に処理すること。
- イ 建設廃棄物の処理に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）等を遵守し、工事現場の管理を適正に行うこと。
- ウ 特定建設資材廃棄物の再資源化等について適正な事務処理を行うこと。
- エ 建設廃棄物の処理を委託する場合は適正に処理されたことを確認すること。
- オ 産業廃棄物収集運搬業者等の選定に留意すること。
- カ アスベスト（石綿）が含まれている建築物・工作物等の解体・改修等する場合について関係法令を遵守し適切な措置を講じること。
また、アスベストの使用の有無の事前調査が必要な場合は、適正に対処すること。
- キ 危険な盛土等の発生を防止するため、建設発生土の搬出が予想される場合には、契約書に「建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおり」と記入し、仕様書に建設発生土の搬出先の名称及び所在地を明記すること。

(3) 労働災害及び工事用車両による事故等の防止

- ア 労働災害を未然に防止するため、工事現場における安全管理者の配置等の安全管理体制について、実態の把握に努めること。
- イ 労働災害等の防止について、適宜、文書及び口頭での指導を徹底すること。
- ウ 安全関係法令等の遵守、現場環境の改善、工事関係者に対する安全教育の徹底等を指導すること。
- エ 工事関係車両等による事故の防止に万全を期すよう指導するとともに、土砂等を運搬する大型

自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和 42 年法律第 131 号）第 12 条に規定する団体等への加入者の使用を促進すること。

また、工事の施工に当たっては、過積載車両の搬入、搬出などの違法行為が起きないように周知・指導すること。

オ 労働災害が発生した場合は、直ちに工事監督員に通報するとともに関係機関に速やかに報告するよう適切に指導すること。

カ 労働災害事故発生業者への再発防止指導を強化・徹底すること。

(4) 公共工事に係る不正軽油撲滅に対する取組

建設機械等の燃料については、J I S 規格に適合した軽油（J I S K2204）を使用するよう指導すること。

また、軽油引取税の燃料油の抜取調査に協力すること。

(5) 電波法の遵守

電波法（昭和 25 年法律第 131 号）を遵守し、不法無線局を搭載した車両を使用しないこと及び免許を受けた無線局の運用についても無線局運用規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 17 号）等を守るよう指導すること。

5 余裕期間制度の活用について

(1) フレックス工期制の実施

「フレックス工期制実施要領の制定について」（令和 2 年（2020 年）1 月 15 日付け水林総第 1378 号）は、受注者が自ら工期を設定することにより、受注者に技能労働者や建設資材等の確保を計画的に準備するなどの時間的余裕を与え、効率的で円滑な施工が可能となるよう定めたものであり、この趣旨を踏まえ適切な運用を行うこと。

(2) 余裕ある工期設定による工事等の実施

「余裕ある工期設定による工事等の実施要領について」（昭和 58 年 8 月 27 日付け管理第 843 号）は、受注者に時間的な余裕を与え、工事内容の緩急に応じて現場作業の集中を緩和調整するなど、計画的な工事施工に資するものであり、この趣旨を踏まえ適切な運用を行うこと。

6 週休 2 日の確保について

建設業界においては、担い手不足が懸念され、若手技術者等の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が重要な課題であり、若年技術者等の入職促進策として、建設現場における「週休 2 日」を確保していくなど、働き方改革の実現が求められていることから、道においては、現場における「週休 2 日」の実現に向け、現状の課題や問題点を把握するため「週休 2 日制を促進する森林土木工事の試行について」（平成 30 年 3 月 12 日付け水林総第 1718 号・令和 7 年 8 月 20 日付け水林総第 859 号最終改正）及び「水産基盤整備事業（漁場）における「週休 2 日工事実施要領」の制定について（通知）」（令和 7 年（2025 年）1 月 27 日付け漁港第 854 号）を定めており、この趣旨を踏まえ適切な運用を行うこと。

7 契約関係書類の押印の廃止について

国の行政分野におけるデジタル化・オンライン化に向けた押印等の見直しの取組を踏まえ、受注者が提出する書類の一部について、押印を廃止することとしたので、適切な運用を行うこと。

（総務課管理係）